

## 第9期あきる野市

# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## (骨子案)

令和6年度～令和8年度

(2024年度～2026年度)

令和6年 月

あきる野市





|   |           |
|---|-----------|
| <b>総論</b> .....                                   | <b>1</b>  |
| <b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....                       | <b>3</b>  |
| 第1節 策定の背景・目的.....                                 | 3         |
| 第2節 計画の法的位置付け.....                                | 3         |
| 第3節 市の各計画との関連.....                                | 3         |
| 第4節 計画の期間.....                                    | 4         |
| 第5節 計画の策定体制.....                                  | 4         |
| <b>第2章 高齢者を取り巻く状況と課題</b> .....                    | <b>6</b>  |
| 第1節 高齢者を取り巻く現状と推移.....                            | 6         |
| 1 人口の推移・推計.....                                   | 6         |
| 2 要介護（要支援）認定者の状況.....                             | 6         |
| 3 認知症の高齢者の推移・推計.....                              | 6         |
| 第2節 地域包括ケア「見える化」システムによる分析.....                    | 6         |
| 第3節 介護保険事業の基盤サービス（地域資源） .....                     | 6         |
| 1 日常生活圏域の設定.....                                  | 6         |
| 2 地域包括支援センター.....                                 | 7         |
| 第4節 あきる野市高齢者に関する調査等の調査結果の概要.....                  | 7         |
| 第5節 第8期計画の評価・振り返り.....                            | 7         |
| 第6節 策定に向けた課題.....                                 | 7         |
| <b>第3章 計画の理念と方針</b> .....                         | <b>8</b>  |
| 第1節 計画の将来目標と基本理念.....                             | 8         |
| 1 将来目標.....                                       | 8         |
| 2 計画の基本目標.....                                    | 11        |
| 第2節 施策の体系.....                                    | 12        |
| <b>各論</b> .....                                   | <b>13</b> |
| <b>第1章 介護予防・フレイル予防と地域ぐるみで支える地域づくりの推進</b><br>..... | <b>14</b> |
| 第1節 介護予防・フレイル予防の推進.....                           | 14        |
| 第2節 支え合いの仕組みづくり.....                              | 14        |
| 第3節 総合的な相談・支援体制の充実.....                           | 14        |

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第2章 多様な社会参加・生きがいつくりの促進</b>  | <b>14</b> |
| 第1節 就業への支援                     | 14        |
| 第2節 社会参加への支援                   | 14        |
| <b>第3章 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進</b> | <b>15</b> |
| 第1節 高齢者の権利擁護の推進                | 15        |
| 第2節 認知症支援                      | 15        |
| 第3節 在宅生活への支援                   | 15        |
| 第4節 生活環境の整備と支援                 | 15        |
| 第5節 災害対策・感染症対策の推進              | 15        |
| <b>第4章 介護保険サービスの質の向上・適正化</b>   | <b>15</b> |
| 第1節 介護保険サービスの充実                | 15        |
| 第2節 介護人材の確保・定着・育成              | 15        |
| <b>第5章 介護保険事業の整備</b>           | <b>16</b> |
| 第1節 介護基盤の整備                    | 16        |
| <b>第6章 介護保険事業量等の実績と見込み</b>     | <b>16</b> |
| <b>第7章 介護保険事業費等の実績と見込み</b>     | <b>16</b> |



森っこサンちゃん



# 第1章 計画の策定に当たって

## 第1節 策定の背景・目的

## 第2節 計画の法的位置付け

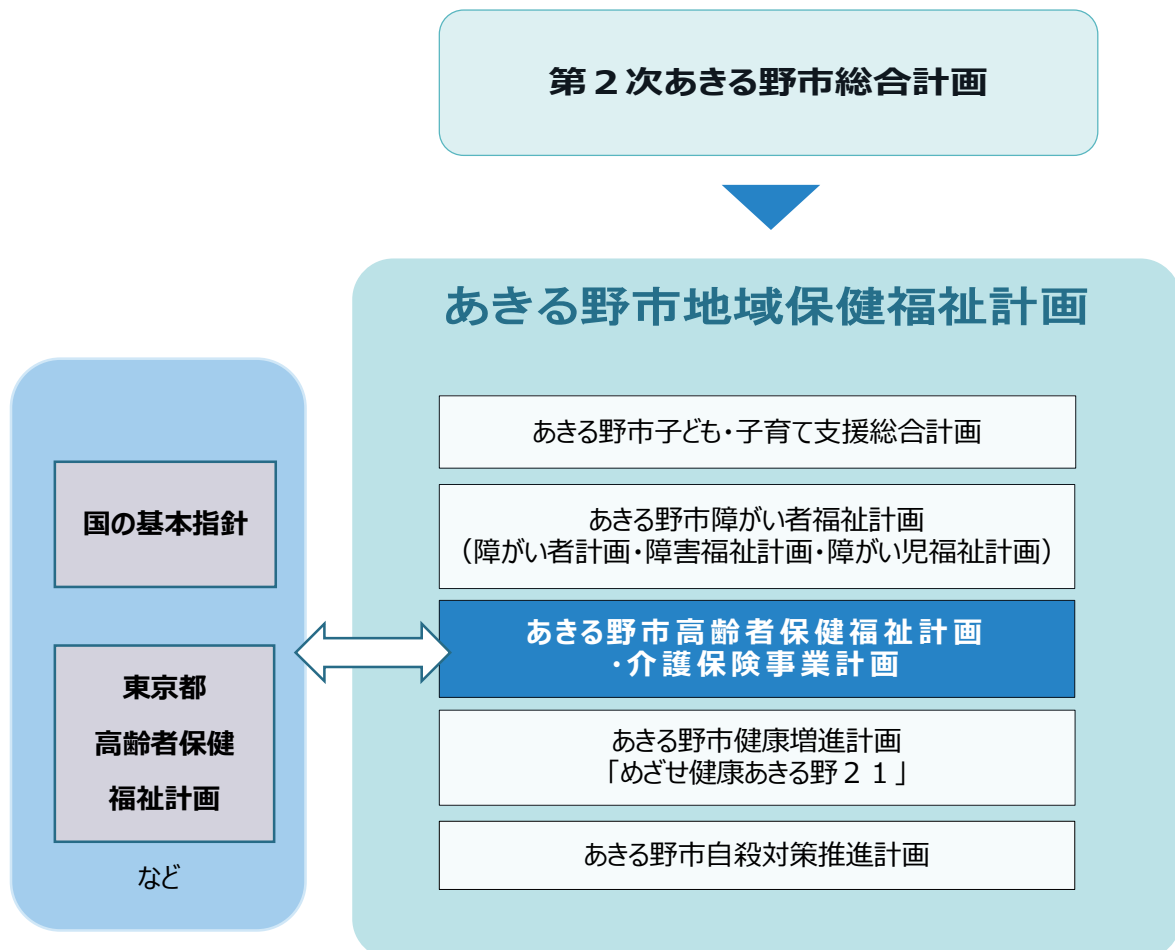
本計画は、高齢者施策を総合的に推進するため、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）の規定に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づく介護保険事業計画を一体的な計画として策定するものです。

## 第3節 市の各計画との関連

本計画は、市の将来都市像を定めた「第2次あきる野市総合計画」の部門計画である「あきる野市地域保健福祉計画」をはじめとして、「あきる野市障がい者福祉計画」や「あきる野市健康増進計画」などの関連計画と連携・整合を図ります。

また、介護保険法に基づく国の基本指針や東京保健福祉計画などの整合性を図ります。

### ◆各計画等との関連図



## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

### ◆計画の期間

| 年度 | R3年度  | R4年度 | R5年度           | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 | R13年度 | R14年度 |       |  |      |  |       |  |  |  |  |
|----|-------|------|----------------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|------|--|-------|--|--|--|--|
|    | 2021  | 2022 | 2023           | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028  | 2029  | 2030  | 2031  | 2032  |       |  |      |  |       |  |  |  |  |
| 期間 | 第8期   |      |                |      |      |      |      |       |       |       |       |       |       |  |      |  |       |  |  |  |  |
|    | 見直し改定 |      | 第9期計画<br>(本計画) |      |      |      |      |       |       |       |       |       | 見直し改定 |  | 第10期 |  | 見直し改定 |  |  |  |  |
|    |       |      |                |      |      |      |      |       |       |       |       |       |       |  |      |  |       |  |  |  |  |
|    |       |      |                |      |      |      |      |       |       |       |       |       |       |  |      |  |       |  |  |  |  |

## 第5節 計画の策定体制

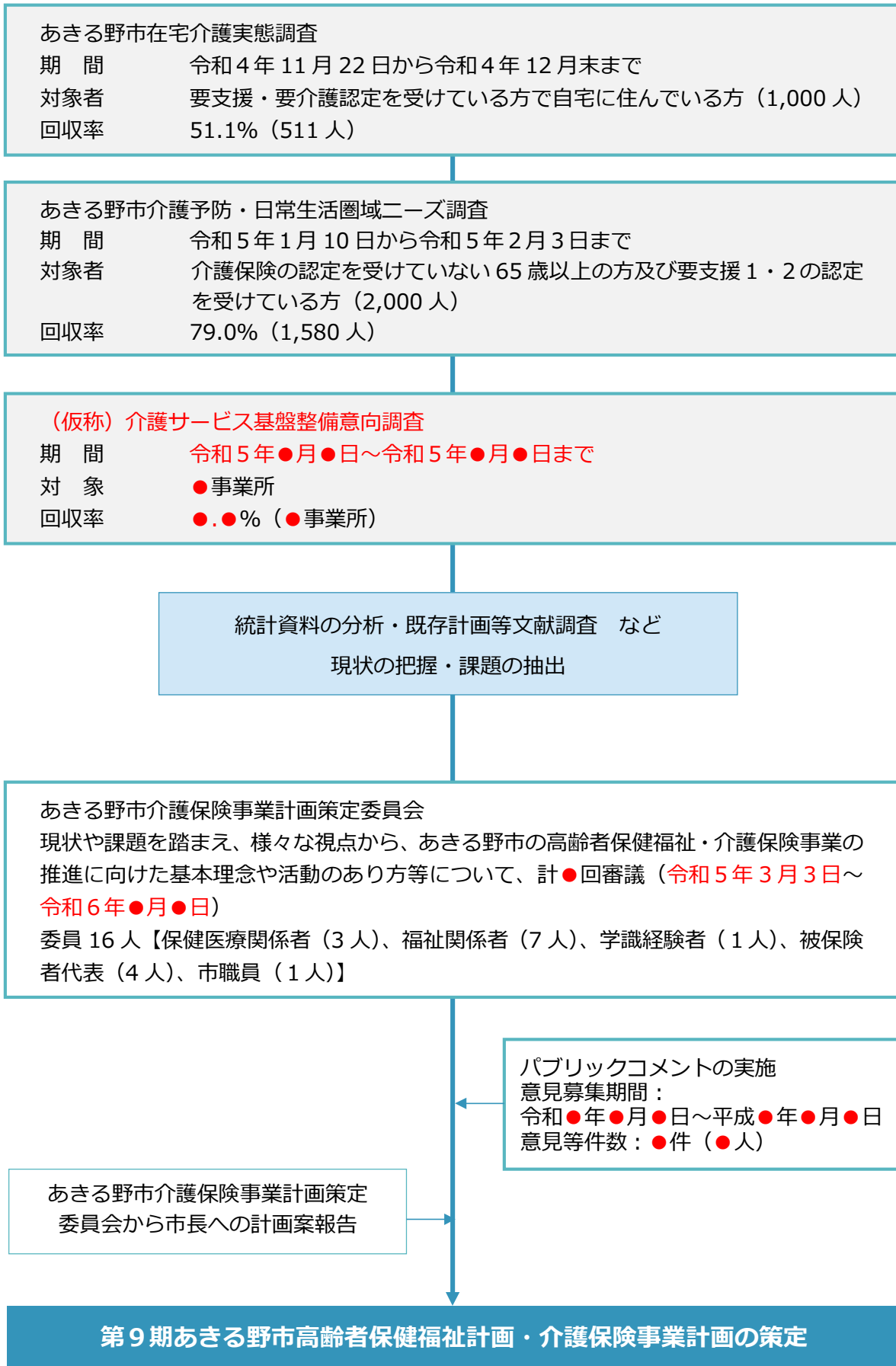
本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者代表及び市職員から構成された「あきる野市介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しました。

また、策定に当たっては、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方及び要支援1・2の認定を受けている方2,000人を対象に実施した「あきる野市介護予防・日常生活圏域<sup>※1</sup>ニーズ調査」と要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方1,000人を対象に実施した「あきる野市在宅介護実態調査」、パブリックコメント<sup>※2</sup>の実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。

※1：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活ができるように、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分した圏域のこと。

※2：行政が政策や制度等を定める際に、市民の意見を聞き、それらを考慮して最終決定を行う行政手続、あるいはその意見のこと。





## 第2章 高齢者を取り巻く状況と課題

### 第1節 高齢者を取り巻く現状と推移

### 第2節 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

### 第3節 介護保険事業の基盤サービス（地域資源）

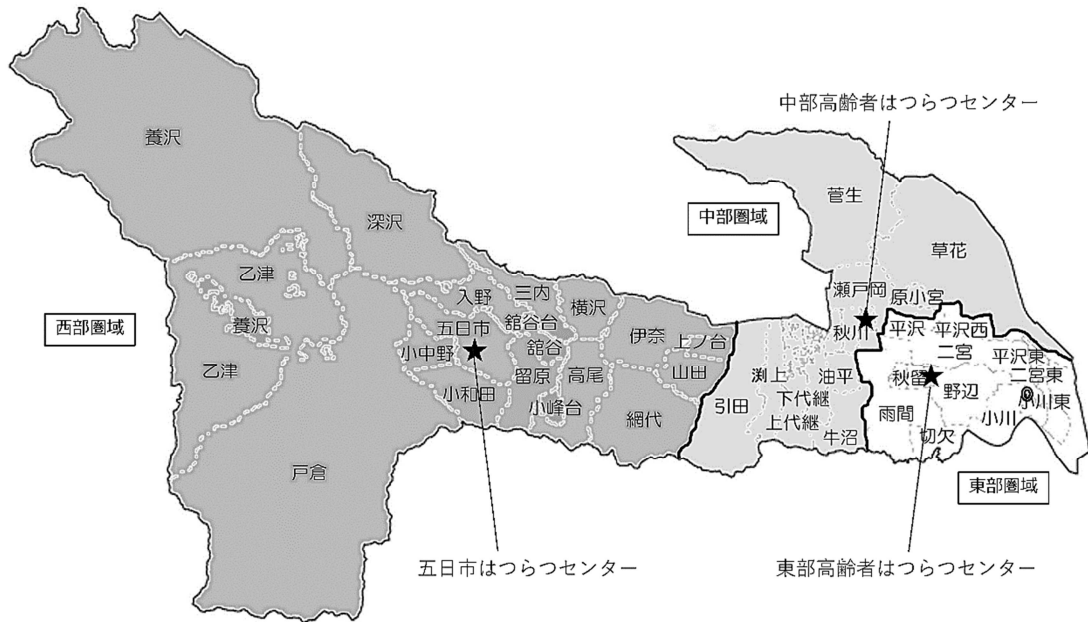
#### 1 日常生活圏域の設定

第9期計画における日常生活圏域については、本市の現状と地域性を考慮し、旧町村である7つの地域を基準とし、充実した地域包括ケアシステムが構築できるよう、第8期と同様に3つの日常生活圏域を設定しています。

|            | 西部地域                                | 中部地域  | 東部地域   | 合計     |         |
|------------|-------------------------------------|---|--|--------|---------|
| 地域包括支援センター | 五日市<br>はつらつセンター                     | 中部高齢者<br>はつらつセンター                               | 東部高齢者<br>はつらつセンター                                |        |         |
| 住所         | 五日市 411<br>五日市出張所 1階<br>電話：569-8108 | 秋川 5丁目1番地 8<br>あきる台在宅医療福祉センター 2階<br>電話：550-6101 | 秋留 1-1-10<br>あきる野クリニック<br>タウンA号1階<br>電話：559-1320 |        |         |
| 担当地区       | 増戸地区、五日市地区、戸倉地区及び小宮地区               | 多西地区、西秋留地区及び秋川駅とその周辺地区                          | 東秋留地区  |        |         |
| 人口         | 20,819人                             | 33,378人   | 26,095人  |        | 80,292人 |
| 高齢者人口      | 7,043人                              | 調整中   |  | 8,333人 |         |
| 高齢化率       | 33.8%                               |   |  | 25.0%  | 31.9%   |
| 認定者数       | 1,047人                              |   |  | 1,047人 | 1,047人  |

※：認定者数に住所地特例者は含みません。（令和2（2020）年10月1日現在）

## ◆日常生活圏域



## 2 地域包括支援センター

### 第4節 あきる野市高齢者に関する調査等の調査結果の概要

### 第5節 第8期計画の評価・振り返り

### 第6節 策定に向けた課題

## 第3章 計画の理念と方針

---

### 第1節 計画の将来目標と基本理念

#### 1 将来目標

高齢化の急速な進展等、社会状況の大きな変化が見込まれる中、今後も身近な地域の中で高齢者とその家族が安心して生活できる社会、つまり地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。また、高齢者一人ひとりが生きがいをもって暮らすとともに、高齢者もつ豊かな経験や知識が次代へとつながる、高齢者が輝ける社会の実現が期待されています。

令和8年度を目標とする第9期計画では、上記の課題や、第8期までの計画との関連性・連続性を踏まえて、将来目標を次のとおりとします。

#### 《 将来目標 》

笑顔あふれる 安心して暮らせる  
保健福祉都市をめざして

～地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域づくりに  
よる地域共生社会の実現に向けて～

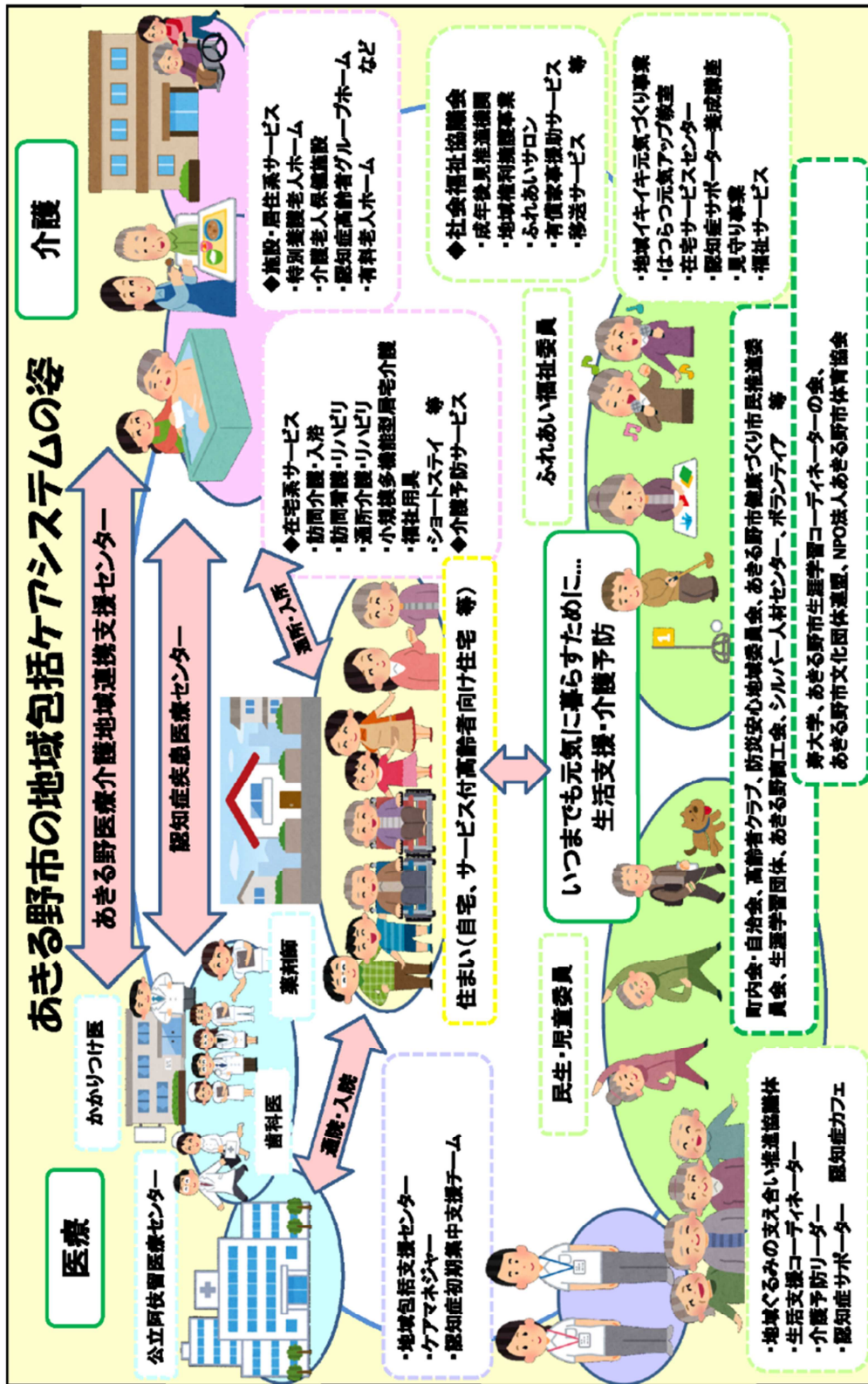
## 《 計画とSDGsの関係性 》

持続可能な開発目標（以下、「SDGs」）については、平成 28(2016)年に政府内に推進本部が設置され、同年 12 月に実施方針が決定されており、地方公共団体においても、SDGs 達成に向けた取組の推進が求められています。

本計画においても、総合計画に合わせ、特に関連性の高い次の9つの目標を取り上げ、目指すべき将来像の実現とともに、SDGs 項目の達成を目指します。

|   |                     |   |                          |
|---|---------------------|---|--------------------------|
|    | 1 貧困をなくそう           |    | 8 働きがいも<br>経済成長も         |
|    | 2 飢餓をゼロに            |    | 10 人や国の不平等<br>をなくそう      |
|   | 3 すべての人に<br>健康と福祉を  |   | 11 住み続けられる<br>まちづくりを     |
|  | 4 質の高い教育を<br>みんなに   |  | 17 パートナーシップで<br>目標を達成しよう |
|  | 5 ジェンダー平等を<br>実現しよう |   |                          |

■ あきる野市の地域包括ケアシステムの姿



## 2 計画の基本目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、利用者本人の主体的な選択に基づき、本人・家族の心構えを持って、個々の状況に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、本計画では次の4つの基本目標に沿って高齢者保健福祉施策を推進します。

### 目標1 介護予防・フレイル予防と地域ぐるみで支える地域づくりの推進



### 目標2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進



### 目標3 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進




### 目標4 介護保険サービスの質の向上・適正化



## 第2節 施策の体系

本計画は、次の体系で構成しています。



別添のとおり





## 第1章 介護予防・フレイル予防と地域ぐるみで支える地域づくりの推進

### 現状と課題



#### 第1節 介護予防・フレイル予防の推進

#### 第2節 支え合いの仕組みづくり

#### 第3節 総合的な相談・支援体制の充実

## 第2章 多様な社会参加・生きがいづくりの促進

### 現状と課題



#### 第1節 就業への支援

#### 第2節 社会参加への支援

**第3章 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進**

---

---

**現状と課題**



**第1節 高齢者の権利擁護の推進**

**第2節 認知症支援**

**第3節 在宅生活への支援**

**第4節 生活環境の整備と支援**

**第5節 災害対策・感染症対策の推進**

**第4章 介護保険サービスの質の向上・適正化**

---

---

**現状と課題**



**第1節 介護保険サービスの充実**

**第2節 介護人材の確保・定着・育成**

## **第5章 介護保険事業の整備**

### **第1節 介護基盤の整備**

## **第6章 介護保険事業量等の実績と見込み**

## **第7章 介護保険事業費等の実績と見込み**

# 基本理念等の整理

第8期計画（現行）

第9期計画（案）

※現時点の案であり、国の基本指針等を踏まえて変更になる可能性があります。

将来目標  
笑顔あふれる 安心して暮らせる保健福祉都市をめざして  
～地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域づくりによる  
地域共生社会の実現に向けて～

将来目標  
笑顔あふれる 安心して暮らせる保健福祉都市をめざして  
～地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域づくりによる  
地域共生社会の実現に向けて～

- 基本理念
- 基本理念1 介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上
  - 基本理念2 在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築
  - 基本理念3 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止
  - 基本理念4 日常生活を支援する体制の整備

削除  
(基本目標に集約)

